

2025年（令和7年）年3月15日

国家公安委員会

委員長 坂井 学 様
委員 横畑 裕介 様
委員 宮崎 緑 様
委員 竹部 幸夫 様
委員 野村 裕知 様
委員 秋吉 仁美 様

殺人事件被害者遺族の会（宙^{そら}の会）

会 長 小林 賢二
代表幹事 高羽 悟
（他 宙の会 遺族一同）

要 望 書

～DNA活用捜査に関する法制化～

見出しの件については、究極の個人情報と言われるDNA情報について、殺人事件捜査に有効活用できるよう法制化を要望します。

記

1 要望書提出の思い

私たちは、平穏な日常生活の中で、ある日突然に大切な家族を非情な加害者によって生命を奪われました。

その日から人生は一変しました。警察と向き合い・裁判の流れと向き合うこととなりました。

正直なところ「殺され損ではないか」という思い、そして「正義は存在するのか」という思いに打ちひしがれて、悶々とした日常を迎えている中、「このままでいいのか」「被害者の無念をどうしたら果たせるか」自己問答を巡らし続けて、たどり着いた結論は、

「私たちと同じような遺族になって欲しくない」という願いでした。

その思いから、安全・安心社会のために為すべきこととして、

① 法制度改定及び確立

- ・殺人事件に対する公訴時効制度の廃止
 - ・殺人事件に対する損害賠償判決の実効性確保のために代執行制度の確立
- ② 殺人事件抑止のための安全・安心対策の推進
- ・文科省の推進する「生命を大切にす」道徳教育及び被害者支援団体等のセミナー等への参加
 - ・警察等と連携して、未解決事件に対する情報提供呼びかけ活動の推進等を中心に積極的に取り組むことの論点でした。

その結果、時効制度については、2010年（平成22）4月廃止法案が成立致しました。

代執行制度については、2011年以降これまで、法務大臣が交代するたびに「陳情書」を提出（11名の法務大臣に提出）しています。
また、安全・安心対策活動についても、可能な限りの努力を続けております。

そのような取り組みの中で、2019年5月NHKの報道番組で、米国における「DNA情報から似顔絵作成」及び「家系図サイトのDNA型データベース照合」から、犯人逮捕の報道に接しました。

遺族となった直後に思い巡らしたのは、警察はあらゆる捜査を駆使して、早期に犯人を逮捕してくれるだろうという期待でした。

しかし、長引く捜査の中で、犯人に直結するDNA情報が残されているにも関わらず、

① DNA捜査が「DNA型」の部分捜査に留まっていること
さらに

② データベース件数が外国と比較して少ないこと
等をうかがうなか、米国等ではDNA情報から犯人の性別・民族性・年齢幅に加え、似顔絵まで作成して、犯人逮捕に結びついているという報道に接しております。

そのような現況に対して、警察庁は「国家公安委員会規則」及び「警察庁通達」に基づきDNA情報について、究極の個人情報尊重という観点から、「身体的特徴や病気に関する情報を含む部分は使用しない」「身体的特徴や病気に関する情報を含まない部分を使用する」という内部運用によるDNA型活用に留まっております。

被害者と加害者の人権尊重を比較衡量した場合、加害者の人権尊重に偏つ

ていると言わざるを得ません。憲法上、加害者の権利条項が10か条あるのに対し、被害者の権利条項は1か条もないことと重なっています。

その思いから、国民の良識を代表して警察を管理する国家公安委員会に対して、国民の一人として、凡人の良識としてお尋ねしたいところです。

- ① 憲法では、基本的人権の中で「生存権を保障する」と記されておりますが、「生存権」を奪った加害者のDNA情報の身体的特徴部分を、捜査活用することはできないのでしょうか？
- ② 社会を震撼させた重要事件の中には、犯人に直結するDNA情報があるにもかかわらず、長期未解決のままになっている事件があります。このことは、内閣府の治安に対する世論調査において、「国民の治安に対する不安感が高まっている」という一因と捉えておりますがいかがでしょうか？
という遺族の疑問に対して、DNA活用の法制化について、ご検討賜りますようお願い致します。

2 DNA活用に関する法制化の期待内容

① 法制定の目的趣意（DNAの遺伝子情報及びDNA型活用）

犯人に直結する証拠として、「指紋」及び「DNA」の確保は重要です。指紋については、手袋をする又は拭き取る等の対処によって隠ぺいすることができます。DNAについては、毛髪及び接触等による生体微物付着（汗・唾液等）のように、意図的に隠ぺいすることは不可能と思われれます。

犯人が緻密計画の下、犯行に及ぶ悪質な事件に対処する高度化捜査手法として、個人識別のDNA型活用と共にDNA遺伝子情報（性別・民族性・年齢幅、さらに似顔絵作成）の活用を期待します。

② 法律条項

個人が保有する究極の生体情報は、人権として尊重されるべきと考えます。当然に、被害者の人権も尊重されるべきです。しかし殺された被害者の人権はどのように残されているのでしょうか。

被害者は司法解剖の中で、全身を切り刻まれ、臓器及び分泌物は死因究明のために、DNAを含む各種検査に至ります。

他方、加害者の生体情報は、指紋及びDNA型の範囲に留まっています。生命を奪うという殺人行為に対しては、同等の生体情報の活用があつて然るべきと考えます。

その観点から、人権侵害が起きない対策として、法制化によるDNA情報を活用する条項（採取・保管・利用・抹消等）を網羅して、DNA生体情報の適正運用を図り、検証（第三者機関）条項も加えた法体制の確立を願

います。

なお、報道によれば、昨年の無罪判決が確定した男性の DNA 型データの抹消を国に命じた名古屋高裁判決において、「立法による整備が強く望まれる」と言及したことに、警察庁の露木康浩長官は「立法の要否は最終的には立法府で判断されるものだ」との見解に接しました。

よって今後は、国家公安委員長の任命権のほか、内閣を代表して議案提出権を有する内閣総理大臣宛にも要望書の提出を致します。

3 DNA 研究体制の充実

近年、DNA 研究が飛躍的に進んでおり、海外では DNA から似顔絵を作成して長期未解決事件を解決している報道に接しております。

宙の会は、昨年末、海外メディアとの情報共有を通じて、DNA 情報から似顔絵を作成して、長期未解決事件の解決に貢献している米国研究機関とオンライン会議を実施して、DNA 情報の捜査活用の必要性を深めました。

科学捜査の進展は、治安確保の上で大きな要諦です。そのための研究体制の充実は喫緊の課題と認識しております。

また、犯罪がグローバル化されている中、海外との捜査情報の交換も必要不可欠と思われます。情報交換という中では、法体制に基づく相互主義が求められるところであり、国際刑事警察機構（ICPO）の指針によれば「DNA の採取やデータベースの構築及び利用は法律に基づくべきである」としています。（<https://www.interpol.int/How-we-work/Forensics/DNA>）

そして、2001年9月11日の同時多発テロを受け、2003年5月開催のG8 司法・内閣閣僚会議において、各国がDNA 犯罪捜査に対応して情報収集能力を高め、共同で取り組むことが確認されていると伺っております。

以上を踏まえ、早急に法体制確立の下、国家公安委員会の特別機関たる警察庁の科学警察研究所を中心に、実効性を伴う研究体制の確立を望みます。

以上